第十九条の二第一項第二号中「すべての者に係る相続税の総額」を「全ての者に係る相続税の総額」に、「すべての者に係る相続税の課税価格の合計額の」を「全ての者に係る相続税の課税価格の合計額の」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に、「得た」を「算出した」に改め、同条第三項中「同じ。）」の下に「又は国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書」を加え、「し、かつ、財産の取得の状況を証する書類」を「した書類」に、「を添付して、当該申告書を提出した」を「の添付がある」に改め、同条第四項中「申告書の提出がなかった場合又は同項の記載若しくは添付がない申告書」を「財務省令で定める書類の添付がない同項の申告書又は更正請求書」に改め、「提出がなかったこと又はその記載若しくは」及び「記載をした書類及び同項の財務省令で定める」を削り、同条第五項中「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に、「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条第六項中「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改める。

第二十一条の六第二項中「を含む。）」を「及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書」に、「の記載があり、かつ、同項の婚姻期間が二十年以上である旨を証する」を「を記載した」に改め、同条第三項中「申告書の提出がなかった場合又は同項の記載若しくは添付がない申告書」を「財務省令で定める書類の添付がない同項の申告書又は更正請求書」に改め、「提出がなかったこと又はその記載若しくは」及び「記載をした書類及び同項の財務省令で定める」を削る。

第三十条第一項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「同項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「同項」を「第二十八条第一項」に改める。

第三十一条第一項及び第四項中「次条第一号」を「次条第一項第一号」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

2　贈与税について申告書を提出した者に対する国税通則法第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第三十五条第三項及び第四項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

第三十六条第一項中「次項において「」を「第三項において「」に、「。以下この項及び次項」を「。以下この条」に、「並びに」を「及び」に、「第三十六条第一項及び第二項」を「第三十六条第一項から第三項まで」に改め、同項第三号中「する加算税」の下に「（次項及び第三項において「加算税」という。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「（国税の徴収権の消滅時効）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「当該申告書」を「当該納税申告書」に、「前項」を「前二項」に改め、同項第二号中「係る」の下に「加算税についてする」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴い贈与税に係る加算税についてする賦課決定は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十二条第一項（国税の徴収権の消滅時効）の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「相続税法第三十六条第二項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）」とする。

第五十一条第二項第一号ハ及び第二号ハ並びに第三項各号中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

第五十五条ただし書中「第三十二条の」を「第三十二条第一項に規定する」に改める。

第五十九条第六項中「並びに次条第一項及び第七十条」を「及び第七十条の規定並びに国税通則法第七章の二（国税の調査）及び第百二十七条（罰則）」に改める。

第六十条　削除

第六十条の二を削る。

第七十条を次のように改める。

第七十条　第五十九条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（地価税法の一部改正）

第四条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十一条」に改める。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条及び第三十七条　削除

第四十一条を削る。

第四十二条第一項中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第四十一条とする。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第二項中「一年」を「五年」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の二」を「第六十三条」に改める。

第五十六条第一項第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該」を「各課税期間で決定を受けた」に改め、同項第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該」を「各課税期間で決定を受けた」に、「第四十五条第一項第五号又は第七号」を「第四十五条第一項第七号」に改め、同条第二項第一号中「の確定申告書等に記載した」を「で決定を受けた課税期間に係る」に改め、同項第二号中「の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第五号又は第七号」を「で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第七号」に改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条　削除

第六十三条を削り、第六十三条の二を第六十三条とする。

第六十五条第四号及び第五号を削る。

（酒税法の一部改正）

第七条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の六」を「第三十条の七」に、「第五十三条の二」を「第五十三条」に改める。

第五章中第三十条の六の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第三十条の七　国税通則法第七十四条の四第二項（当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第六条及び第三十条の二から第三十条の五までの規定は、適用しない。

第五十三条を削り、第五十三条の二を第五十三条とする。

第五十八条第一項第十三号を削る。

（たばこ税法の一部改正）

第八条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十二条の二」に、「第二十七条」を「第二十八条―第三十条」を「第二十七条―第二十九条」に改める。

第四章中第二十二条の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第二十二条の二　国税通則法第七十四条の五第一号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第四条及び第十七条から第二十条までの規定は、適用しない。

第二十七条を削る。

第六章中第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条第六号を削り、同条を第二十八条とする。